

更新申請手続について

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）として引き続き指定を受けようとする事業者は、次の書類等を下記受付場所に提出してください。

なお、更新手続きの対象者については、別途通知いたします。

提出書類

- 1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）【A4判で両面印刷のこと。】
- 2 「機械器具調書」（別表）
- 3 「誓約書」（様式第2）
- 4 「指定給水装置工事事業者指定更新時確認書」（様式第5号）

添付書類等

- (1) ○法人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - ・定款のコピー
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【発行日から3か月以内のもの。】○個人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - ・住民票の写し【発行日から3か月以内のもので個人番号表示がないもの。】
- (2) 機械器具の写真
- (3) 給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証のコピー
- (4) 受講証明書の写し（様式第5号①の事業者説明会受講有の場合）
- (5) 外部研修受講を証明する書類の写し（様式第5号③の外部研修受講有の場合）
- (6) 資格証等の写し（様式第5号④に該当する場合）

なお、役員等の指定事項に変更がある場合には「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）、選任主任技術者に変更がある場合には「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）の提出も必要となります。

受付場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局本館1階
公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 受付窓口

更新審査手数料

10,000円

☆ 指定給水装置工事事業者証について

指定の更新を行ったときは、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者証を交付します。

熊本市上下水道局 給排水設備課 業務班
TEL 096-381-1151
FAX 096-381-1163

A4判で両面印刷のこと。

記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

熊本市上下水道事業管理者 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 株式会社 給水工業
住所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
代表者氏名 代表取締役 給水 太郎

住民票の写し・登記事項
証明書等の記載どおりに
記入してください。

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 <small>キウスイ</small> 給水 <small>タロウ</small> 太郎	
取締役 <small>キウスイ</small> 給水 <small>ジロウ</small> 二郎	
取締役 <small>キウスイ</small> 給水 <small>サブロウ</small> 三郎	
事業の範囲	給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

【個人事業者】
記入不要です。
【法人事業者】
代表取締役から監査役までの全員を
記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 給水工業
上記事業所の所在地	熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>実際に事業を行うこととなる事業所の名称・所在地等を記入してください。(表面の「申請者」と同じでも記入してください。)</p> <p>給水 太郎</p> <p>「給水装置工事主任技術者免状」等を基に氏名・交付番号を記入してください。</p>	1 2 3 4 5 6
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第1の裏面)

様式外の記入項目

郵便番号 862-8620

電話番号 096-381-1151

FAX番号 096-381-1163

e-mailアドレス suidoukyuhaisui@city.kumamoto.lg.jp

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のこ (その他)	※型式、性能を記入	※数量を記入	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器 (その他)			
接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ (その他)			
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ			

・ 上記は、あくまでも参考例ですので、これ以外のものでも記入できます。
・ 各「種別」ごとに、最低1つ以上の機械器具を有する必要があります。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 熊本市上下水道局指定工事事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

〇年〇〇月〇〇日

申 請 者

氏名又は名称 **株式会社 給水工業**

住 所 **熊本市中央区水前寺6丁目2番45号**

代表者氏名 **代表取締役 給水 太郎**

「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)の「申請者」欄と同じ内容で記入してください。

熊本市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

年 月 日

氏名又は名称 株式会社給水工業

郵便番号、住所 〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

代表者氏名 代表取締役 給水 太郎

電話番号 096-381-1151

① 熊本市が実施している指定給水装置工事事業者説明会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）
（公表： 可 不可 ）

令和 6 年 1 月 11 日 ・ 未受講

（未受講の場合、その理由）※ 非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）

休業日：日曜日、正月3が日 GW 営業日：月～土 修繕対応時間：8時～17時
17時以降は要相談

漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ）
（該当部に○を付けてください、詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕

埋設部の修繕

その他（ ）

対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○を付けてください。
（公表： 可 不可 ）

配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ 新設 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置（ 新設 改造 ）

その他（公表： 可 不可 ）

緊急時連絡先 0X0-XXXX-XXXX（代表者携帯）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願い
します。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
給水 一郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和5年7月20日
給水 次郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和5年7月23日
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 受講した研修会名及び実施団体名を記入すること。 </div>		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
給水 一郎	○	○	講習会修了者	R5
給水 次郎	○	○	検定会合格者	R5
社員 A	○	×		R5
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含む)				
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与え(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者

◎ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有している資格等は、

- ・「配管工」
- ・「配管技能士」
- ・「配管科の課程修了者」
- ・「講習会修了者」
- ・「検定会合格者」
- ・「技能者認定」

以上、6種類のいずれかの資格をお持ちの場合に記入してください。